

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（委員長談話）

平成 23 年 10 月 24 日
佐賀県人事委員会
委員長 大西 憲治

本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与、任用、休暇等の勤務条件について報告及び勧告を行い、勧告どおり実施されるよう要請いたしました。

報告・勧告を行うに当たって、本委員会は、県職員の給与と民間事業所の従業員の給与との比較を行うため、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内民間事業所 146 事業所を抽出して調査を行いました(回答事業所 135 事業所)。

その結果、県内の民間事業所の経営環境は依然厳しい状況にあることから、県職員給与と民間給与とを比較しますと、県職員の給与が民間事業所の従業員の給与を月額平均で 1,120 円 (0.30%) 上回っておりました。このため、月例給については、民間の給与水準を上回っている 50 歳台を中心に、40 歳台以上を念頭において、給料月額を引き下げることとしております。

なお、期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合とおおむね均衡しており改定を行わないこととしました。

また、本県においては、平成 18 年度から平成 22 年度まで段階的に給与構造の見直しを進めてきたところではありますが、今後、平成 25 年度からの定年の段階的引上げを見据え、本来支給されるべき給料水準への是正を図る必要があることから、経過措置額の廃止等について、国の取扱いを基本とし、他の都道府県の動向も注視しながら検討を進めていく必要があるといたしました。

さらには、今後の定年引上げを見据えた人事管理の在り方、能力と実績に基づく人事評価制度の早急な整備と勤務実績の任用、給与等への活用などについても、検討を進めていく必要があるといたしました。また、依然として取組みの成果があがっていない時間外勤務の縮減や、メンタルヘルス対策等の職員の健康管理の問題、仕事と家庭の両立支援のための勤務環境の整備などについても、なお一層の取組みが必要であるとしております。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置の一つとして、県職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与等勤務条件を確保する機能を有す

るものであり、これまで、重要な役割を担ってきたところであります。

本委員会としては、県職員が県民の奉仕者として、効率的で質の高い行政サービスを提供するという責務を自覚し、安んじて職務に専念できる環境の整備を図ることや、県職員に多彩で優秀な人材を確保する観点からも、適切な処遇を確保していくことが必要であると考えております。また、県職員の給与等が、民間事業所の従業員に支給されている給与や国家公務員に支給されるべき給与等を考慮して決定されることは、県民のご理解を得られるものと考えております。

今回の報告及び勧告の内容は昨年につき厳しいものとなりましたが、県職員の皆さんにおかれては、職員一人ひとりが、現下の県内経済・社会情勢等を十分に踏まえ、県民と苦労を分かち合う立場にあることを深く心に刻み、今後とも公務遂行に対する高い使命感と倫理観を持って職務に精励されるよう期待いたします。

県民各位におかれましては、どうか人事委員会が行う勧告・報告の意義や役割と、県行政の各部において県民生活を支え県勢発展に努力している多くの県職員がいることについて、深いご理解を賜りたいと存じます。